

ご家族(被扶養者)が被扶養者の要件を満たさなくなったときは届出が必要です

被扶養者となっているご家族が、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。
「健康保険被扶養者(異動)届」を5日以内に当組合に提出してください。

こんなとき被扶養者ではなくなります

■ 就職や結婚などで他の制度に加入したとき

■ パートやアルバイトなどの年収が基準額を超えたとき

- 被扶養者の年収が **130万円***以上または被保険者の年収の **1/2**以上のとき

* 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は **180万円**以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)のとき

* 19歳以上23歳未満の者(配偶者を除く)は **150万円**以上のとき

* 「130万円の壁」への対応(年収の壁・支援強化パッケージ)収入が130万円(または180万円)以上であっても、事業主の証明により一時的な収入の増加と認められれば、引き続き被扶養者として認定されます。

- 年金額の改定により、基準額を超えたとき

■ 雇用保険の失業給付を受給開始したとき

- 被扶養者が失業給付を受給開始し、基本手当日額が **3,612円**以上、19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の場合は **4,167円**以上、60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は **5,000円**以上(年金受給者は年金額との合算)のとき

■ 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき

■ 別居したとき

- 同居しなければ被扶養者になれない親族*が別居したとき

* 被保険者の配偶者(内縁を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母などの直系尊属以外の3親等内の親族は、同居しなければ被扶養者として認定できません。

- 別居後、被扶養者の収入を上回る仕送りがいないとき

※ 単身赴任は同居として扱います。

■ 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

* 65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

■ 亡くなったとき



夫婦で子どもを共同扶養しているご加入者様へ

夫婦の年間収入が逆転した場合は、扶養変更が必要です

夫婦が共同して子を扶養する場合、原則として、健康保険上では年間収入*が多い方の扶養となります。夫婦の収入が逆転したときは、扶養している子についての扶養変更が必要です。

夫婦で子を共同扶養している場合には、必ず源泉徴収票や確定申告書等により、それぞれの収入をご確認ください。退職および転職等により前年との収入状況に変更が生じている場合には、労働条件通知書または収入見込証明書等による1年間の収入見込みで比較してください。

なお、被保険者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は地位安定の観点から、特例的に扶養変更をする必要はありません。ただし、新たに誕生した子については、夫婦双方の収入比較を行います。その結果、子によって、扶養する者が異なる場合があります。

* 収入比較の対象には、給与収入だけではなく、年金収入や事業収入等、すべての恒常的な収入が含まれます。また、所得税法上の「所得」とは異なり、各種控除は含まず、通勤手当等の非課税収入を含みます。収入差が逆転した場合、その収入差が収入の多い方の10%以内であるときは、扶養変更をしないことも可能です。

+

手続きもれのないよう、ご協力をお願いいたします

+

被扶養者でなくなったにもかかわらず、手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。

被扶養者でなくなったときは、すみやかに届け出てください。届出が遅くなった場合、被扶養者の要件を満たさなくなったときまで**さかのぼって扶養から除かれます**。その間に健保組合が支払った保険給付費(医療費・付加給付金等)、健診費用、各種補助金などは**返還していただくことになります**。返還金額が高額になる場合もありますので、ご注意ください。

こうした手続きもれは、健保組合が負担する医療費の増加にもつながります。不要な支出をなくし、皆様から納めていただいた保険料を適正に使うために忘れずに手続きをしてください。